

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、昭和38年3月に婚姻したのを契機に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を夫と一緒に納付してきた。申立期間の前後はきちんと納付し、夫は申立期間について、年金記録確認第三者委員会のあっせんを受け記録訂正されているので、私の申立期間も調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人に係る特殊台帳の昭和55年度から57年度の摘要欄には申立人からの申出により発行されたともと考えられる「納付書」の押印が有り、当該台帳によると、申立期間直後の昭和56年4月から57年3月までの期間及び57年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料は、夫婦共に過年度納付していることが確認できる上、申立期間を一緒に納付したとする申立人の夫は、オンライン記録によると、申立期間の保険料は納付済みと記録されていることが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料について過年度納付したものとみても不自然ではない。

なお、夫の当該期間は、平成23年1月24日付けで、年金記録確認第三者委員会のあっせんにより納付済みと訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年5月は50万円、同年6月から13年3月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から14年1月16日まで

A株式会社に勤務をしていたが、私の所持する給与支払明細書で控除されている厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額と日本年金機構に記録されている標準報酬月額が異なるので、調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年5月及び同年6月、同年8月から13年3月までの標準報酬月額については、申立人が所持するA株式会社の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、12年5月は50万円、同年6月及び同年8月から13年3月までは59万円とすることが妥当である。

また、申立人は、平成12年7月の給与支払明細書を所持していないが、前後の期間における給与支払明細書で確認できる支給額と同額の報酬額が

支払われ、同額の保険料が控除されていたと推認できることから、同年7月の標準報酬月額が59万円とすることが妥当である。

一方、申立人は、A株式会社に係る商業登記簿謄本に、取締役として記載されているが、本人及び元同僚が、「営業職であり、給与事務には関与していなかった。」と供述していることから、厚生年金保険事務に係る職務への関与、影響力等がなかったものと推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は廃業しており、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成13年4月から同年12月までについて、A株式会社は既に廃業していることから関連資料等を確認することができない上、当時の事業主の所在も不明であるため、申立人の報酬額及び保険料控除額について確認することができない。

また、当時の複数の元同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険料控除額について確認できる供述を得られない上、申立人は、当該期間における厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料等を所持していない。

このほか、申立期間のうち、平成13年4月から同年12月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年4月から同年12月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成6年7月から同年9月までは16万円、同年10月は12万6,000円、同年11月、平成7年1月及び同年2月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から7年4月1日まで
株式会社Aに勤務していた平成6年7月から7年3月までの標準報酬月額の記録が11万8,000円になっているが、給与明細書の保険料控除額を標準報酬月額表に照らすと16万円が正しい額であると思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持している給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額又は報酬額から、申立期間のうち、平成6年7月から同年9月までは16万円、同年10月は12万

6,000円、同年11月、平成7年1月及び同年2月は14万2,000円とすることが妥当である。

一方、平成6年12月については、給料支払明細書に記載された報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主に照会を行ったが所在不明により回答が得られず、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、平成7年3月については、上記給料支払明細書における給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成10年1月から11年6月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から11年7月21日まで

私は平成7年9月1日から11年7月20日まで株式会社Aに勤務したが、申立期間に係る標準報酬月額が実際に支払われていた給与額に較べて大幅に低い額となっていることを知った。調査の上、実際に支払った保険料額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける申立人に係るオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から11年3月までは36万円と記録されていたところ、同年4月8日付けで9万2,000円に引き下げられており、申立人の資格喪失日（11年7月21日）まで継続していることが確認できる。

また、株式会社Aの当時の事業主の連絡先は不明であるが、当該事業所の元役員及び申立人を含む従業員、合わせて40名について、申立人と同様に平成11年4月8日付けで、遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aに係る滞納処分票において、当該事業所は平成10年1月から厚生年金保険料を滞納している旨が記載されている上、複数の元同僚の回答から、申立人は事務担当ではなかったことが確認できることから、当該訂正処理に関与していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成11年4月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人の標準報酬月額を10年1月1日に遡

って減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の平成10年1月から11年6月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成20年9月5日を9万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月5日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、厚生年金保険の給付には反映されないの
で、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが保管する賃金台帳の記載から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人に係る賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 9 月 5 日を 9 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 24 日において申立てに係る賞与支払額の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

株式会社Aでの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の性別は男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理に適切さを欠いている上、仮に被保険者名簿に基づき脱退手当金を算定したとしても、支給決定された当時の制度では男性であれば受給権は発生しないことから、適正な事務処理が行われたとは考え難い。

また、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性 13 人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人のみである上、当該事業所及び複数の同僚の供述からは事業主による代理請求が行われていたことはいかかえず、事業主が申立人の委任に基づき代理請求を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、株式会社Aを退職後間もなくして国民年金に加入し、厚生年金保険加入期間に継続して国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から44年3月までの期間及び62年9月から平成13年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から44年3月まで
② 昭和62年9月から平成13年10月まで

私は、昭和45年1月に夫と一緒に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を自身又は夫が納付してくれていた。平成23年3月に受け取った被保険者記録照会回答票においても、昭和39年10月1日が国民年金被保険者の資格取得日として記載されている。

申立期間②について、夫が自身の老齢年金請求を行った際、申立期間②の国民年金保険料を全て夫の年金額から差し引くということであったので、夫の年金から差し引かれた。

申立期間①及び②が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和45年1月にその夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を夫と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年1月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入を行ったものと推認されるものの、申立人の夫は、申立期間①のうち、40年4月から44年3月までの保険料を45年6月3日に過年度納付していることが特殊台帳により確認できるが、これは、上記の国民年金加入時点で40歳

に達していた申立人の夫は、60歳に達するまで保険料納付を継続しても老齢年金の受給資格期間（24年）を満たせなかったことから、前記の遡及納付を行い、受給権を確保したものと考えられるが、その夫より12歳以上若い申立人については、遡及納付の必要性は無く、加入年度である44年4月から現年度納付を開始したものとするのが自然である。

なお、申立人は、申立期間①の国民年金保険料納付の根拠として、被保険者記録照会回答票に「資格取得日 昭和39年10月1日」が記載されていることを挙げているが、これは、申立期間①が国民年金加入期間であることを示すものであり、保険料納付の事実を示すものではない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、その夫が平成8年に年金を受け取る際に差し引かれ納付したと主張している。

しかしながら、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人及びその夫は昭和62年9月まで保険料を納付していることが確認できるものの、同年10月からは夫婦共に未納であり、これはオンライン記録とも一致している。

さらに、社会保険事務所(当時)では、申立人が主張するような取扱いは行っておらず、申立人の夫が平成8年11月15日に初めて年金を受け取った際の、金融機関の取引履歴には、年金額363万2,209円が振り込まれていることが確認でき、この金額は、申立人の夫が年金の請求手続を同年9月に行った時点において、請求可能であった3年8月から8年9月までを対象として計算された年金額と一致している。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から54年3月まで

国民年金の加入手続は、A市において父親が行い、国民年金保険料は強制であったため、納付していないという記憶が無い。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親がA市において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年8月にB市において夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合せず、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人が申立期間について登載されておらず、同市において被保険者として管理されていないこととも整合している。

また、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った上記の時点において、申立期間の一部は過年度納付が可能であるものの、申立人夫婦は、加入時期からみて過年度期間となる申立期間直後の昭和54年度の国民年金保険

料がそろって納付済みであることを踏まえると、この期間についてのみ過年度納付したものとみるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から54年3月まで

私は、会社を退職後の昭和50年9月に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、父親と自身の国民年金保険料を同市役所で納付し、53年4月に婚姻後は、妻の保険料も併せて納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年8月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った上記の時点において、申立期間の一部は過年度納付が可能であるものの、申立人夫婦は、加入時期からみて過年度期間となる申立期間直後の昭和54年度の国民年金保険料がそろって納付済みであることを踏まえると、この期間についてのみ過年度納付したものとみるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から45年3月まで

私は、A市B区役所から100メートルほど離れた場所に位置する家族が経営していた食堂で18歳の頃から働き始め、仕事柄、同区役所の職員と話す機会が多く有った。その際、20歳になったら国民年金に加入するよう度々言われていたので、20歳になる頃、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、母親か私のどちらかが国民年金保険料を食堂に来た集金人か同区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になった昭和41年頃、その母親が国民年金の加入手続きを行い、申立人又はその母親が、食堂に来た集金人かA市B区役所で、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、申立人が20歳になった41年頃に国民年金に加入したとする申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続き時点において、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、遡って納付したとの主張は無い。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、

所持する年金手帳に記載されている資格取得日が、昭和41年*月*日にされていることを挙げているが、資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、制度上、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示したものである。

さらに、申立人又はその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から47年3月まで

私たち夫婦は、集金人に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料は5年遡って納付できると聞いたので、申立期間の保険料は、昭和47年11月に夫婦の分を一緒に私が集金人に納付した。私たち夫婦の国民年金手帳の資格取得日は訂正されており、これは保険料を納付したため訂正されたのであり、申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦の分を一緒に遡って集金人に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と同日の昭和47年9月12日に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人夫婦が所持する国民年金手帳も同日に発行されていることが確認できることから、申立人はこの日に国民年金に加入したものと推認でき、加入時点では、申立期間のうち、43年3月から45年3月までは既に時効により保険料を納付することができない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までは、申立人が国民年金に加入した上記の時点で過年度納付が可能であるが、国庫金である過年度保険料は集金人に納付することはできず、申立内容とは符合しな

い上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間の国民年金保険料を納付した記載は見当たらない。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、所持する年金手帳に記載されている資格取得日が、昭和43年3月2日に変更されていることを挙げているが、資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、制度上、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものであり、この日は、申立人の夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に合わせたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から47年3月まで

私たち夫婦は、集金人に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料は5年遡って納付できると聞いたので、昭和47年11月に妻が申立期間の保険料を夫婦の分を一緒に集金人に納付した。私たち夫婦の国民年金手帳の資格取得日は訂正されており、これは保険料を納付したため訂正されたのであり、申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻が夫婦の分を一緒に遡って集金人に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と同日の昭和47年9月12日に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人夫婦が所持する国民年金手帳も同日に発行されていることが確認できることから、申立人はこの日に国民年金に加入したものと推認でき、加入時点では、申立期間のうち、43年3月から45年3月までは既に時効により保険料を納付することができない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までは、申立人が国民年金に加入した上記の時点で過年度納付が可能であるが、国庫金である過年度保険料は集金人に納付することはできず、申立内容とは符合しな

い上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間の国民年金保険料を納付した記載は見当たらない。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、所持する年金手帳に記載されている資格取得日が、昭和43年3月2日に変更されていることを挙げているが、資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、制度上、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものであり、この日は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に合わせたものと考えられる。

さらに、申立人の妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 31 日から平成 2 年 10 月 1 日まで
申立期間について、株式会社Aの事業主として、社会保険料を支払っていたのに、年金記録が抜けている。申立期間に事業所が適用事業所でなくなった覚えがないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和 61 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後平成 2 年 10 月 1 日に再度適用事業所となっていることから、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

しかし、申立人は、「当時の資料は何も残っていないが、同社の社会保険手続及び保険料納付は、代表取締役であった自分が行っており、申立期間に自身の資格喪失の届出は行っていない。当時は、商売がうまくいかない時期であり、保険料の納付が期日に遅れたこともあったが、B社会保険事務所（現在は、B年金事務所）から職員が何度も出向いて来て収納したり、こちらから納付に行ったはずであり、申立期間も厚生年金保険料を納付していた。」と主張している。

そこで、当時の状況を把握するためB年金事務所に照会したが、「当該事業所の滞納処分票等の保管はない。」と回答しており、申立期間当時の滞納を含めた保険料納付状況及び担当者との折衝状況は確認できない。

また、申立人が所持する決算報告書から申立期間当時も当該事業所は営業を行っており、従業員を雇用していたことが確認できるものの、申立期間当時

の監査役である税理士は既に死亡しており、当該決算報告書に記載された法定福利費等の内訳は不明であることから、申立人の厚生年金保険料は特定できない上、申立人は「経理、人事関連の資料はもう手元には一切残っていない。」と供述しているため、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失年月日は昭和 61 年 3 月 31 日と記載されているとともに、備考欄に「61/10 返」の表示が有り、同年 10 月に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

加えて、申立期間後、株式会社Aが再度、厚生年金保険適用事業所となった平成 2 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、「昭和 60 年頃から勤務していた。」と供述しているが、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得の前月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していたが、平成 8 年 4 月から 9 年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっているが、給料は 12 万円から 16 万円であったのでこれに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、平成 9 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿によれば平成 13 年 9 月 30 日付けで解散していることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、株式会社Aの清算人及び事業主の親族で取締役であった者に照会を行ったものの、回答は無く、申立期間に係る賃金台帳等の関連資料を入手することができないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、株式会社Aに長期間在籍した元同僚に厚生年金保険の適用について照会したところ、「同社における厚生年金保険の標準報酬月額について、おかしいと思ったことは無い。」と供述している。

加えて、申立人が所持する雇用保険受給資格者証における離職時賃金日額は 5,228 円と記載されており、申立期間のうち、平成 9 年 4 月から同年 9 月までは、ほぼ申立人が主張する報酬月額に見合う金額の給与を支給されていたと推認できるが、厚生年金保険料控除額を確認することはできな

い。

また、申立人は、株式会社A離職時に雇用保険被保険者資格の認定を受けるため、給与明細書を公共職業安定所に提出したとしていることから、これについて、B公共職業安定所に照会を行ったが、申立人の給与明細書について既に保存期限が経過しているため現存していないとの回答があり、申立人の報酬月額及び保険料控除額について明らかにすることはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 1 日から 29 年 2 月 26 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 8 月 4 日まで
(株式会社 B)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を請求し受給したのは、C 株式会社の厚生年金保険被保険者期間のみであり、申立期間①及び②については、脱退手当金を受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間が記載された厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した裁定庁へ回答したことを意味する「回答済 36.8.3」の押印が確認できる。

また、脱退手当金の支給金額は、申立期間①、②及びC 株式会社を通算した法定支給額と一致していることから、申立期間①及び②が脱退手当金の計算の基礎から漏れたとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであることから、申立人が受給を認めているC 株式会社の被保険者期間に係る脱退手当金を請求した時点において、それ以前に脱退手当金が未請求となっている被保険者期間が存

在する場合は、その期間も含めて脱退手当金の計算の基礎とされるものであるところ、申立期間①、②及びC株式会社に係る三つの被保険者期間は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることから、申立人からの請求の有無にかかわらず、裁定庁において同一番号で管理されている被保険者期間を把握することが可能であったと考えられ、申立人が受給を認めている期間に係る脱退手当金に申立期間を含めて計算の基礎とされていることに不自然さは無い。

なお、申立人には、申立期間①と②の間に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間は、申立期間及びC株式会社の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。